

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

西伯郡大山町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金58,968円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年12月10日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町赤坂地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席後方のドアを開けようとしたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。